第６５号議案

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月２５日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

（豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第１条　豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和４年豊川市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第１項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の２の９第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条　市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の５第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の７第１項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条　市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の４第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）

（豊川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　豊川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊川市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の９第８項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊川市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の９第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。